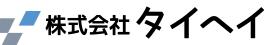
住まいをもっと快適に。



〒780-8010 高知市桟橋通6丁目8-39

100 0120-339-168

代表: (088) 831-1888

太陽光発電設置のお客様へ

(他人事では ありません!

郵2019年問題とは!?

余剰電力買収期間は10年です!

1 電力会社の 買収義務は かくかるに 2 余剰電力の 買収価格が 大幅に下がる!?

3 余った電気は 自家消費する 時代になった!?

お客様の疑問にお答えいたします!

2019年問題について詳しく知っておきたい!という方のために・・・

調理会を開催いたします!

対象:太陽光発電設置のお客様

内容: 『2019年問題について』

日程: 11月17日(±)

…) 第1部 10:00~11:00

第2部 13:00~14:00

弊社事務所2階にて 開催いたします! お気軽にご参加ください!

悍託・株式会社タイヘイ

場所:株式会社タイヘイ

講習会は予約制です。ご希望の方はタイへイまでご連絡ください。

講習会の前に・・・2019年問題って?

現在の固定買取り制度が10年を迎えると・・・ 電力会社に売買できる権限がなくなってしまう!

【2009年以前に設置したお客様が対象です】

という事は皆様ご存知でしょうか?知っている方もいらっしゃるかと思いますが、全く知らなかった!というお客様の方が多いと思います。これが 2019 年問題なのです!



高知県の太陽光発電の年間発電量平均が、太陽光発電 1kwh あたり 1,151kwh です。

以前は 1kwh に対して 48 円で売電できていたものが、今後買収がなくなる又は買収があっても約 7~8 円と大幅に減少する見込みです。

今後は電力会社に売るよりも自家消費がお得!なのです・・・・!!

例)4kwhシステムのお客様の場合

1,151kwh× 4kwh× 48円=220,992円(年間売電額) 1,151kwh× 4kwh× 8円= 36,832円(年間売電額) 差額はなんと・・・ -184,160円!



そこで!それぞれのお客様の状況に合わせた 自家消費の方法・対策を講習会にてご説明いたします!

講習会・太陽光については弊社までご連絡ください。